## 那覇港湾施設における在沖米海兵隊の訓練に関する意見書

在沖米海兵隊は、沖縄県や那覇市の訓練中止要請を無視し、令和4年2月8日から13日までの6日間、那覇港湾施設 (那覇軍港)でCH53E大型輸送ヘリやMV22オスプレイ等を使用した大型訓練を強行した。自動小銃などで武装した海兵隊員による警備訓練や、プラカードを持って抗議する民間人を想定した訓練の様子が確認されるなど、周辺住民や県民に大きな不安を与えた。

那覇港湾施設は、那覇市の市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接しており、万が一、墜落事故や部品落下事故等が起これば、取り返しのつかない大惨事となる。那覇港湾施設ではこれまでに同様な訓練は確認されておらず、今回の訓練の実施は県民への新たな基地負担を強いるものであり、断じて許されない。

本土復帰に当たり基地の使用条件などを定めた1972年の日米合意(5・15メモ)には、那覇港湾施設使用の主目的を「港湾施設及び貯油所」としており、米軍機を使用した訓練等はその主目的から逸脱しているのは明白である。

一方で、政府は「港湾の使用が想定される運用に関わる訓練と考えられ、那覇港湾施設の使用の主目的に沿ったもの」と今回の訓練の実施を追認しており、遺憾である。

今年は沖縄の施政権返還から50年である。政府は、米軍による基地の自由使用 を認めた日米地位協定の抜本改定を強く求めるべきである。

よって、本県議会は今回の訓練に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 那覇港湾施設における米軍機の離発着や訓練など、新たな基地機能強化を行わないよう求め、那覇港湾施設を早期返還させること。
- 2 日米地位協定を抜本的に改定し、在沖米軍基地の自由使用を認めさせないこ と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月30日

沖縄県議会

長 衆 議 院 議 参 議 院 議 長 内 閣総 理大 臣 外 務 大 臣 宛て 防 衛 大 臣 内 閣官房長 官 沖縄及び北方対策担当大臣